

「岡谷市議会基本条例（素案）」に対するパブリックコメントの結果について

- 募集期間：平成29年2月1日（水）～2月15日（水）
- 実施方法：岡谷市議会ホームページに掲載、3支所、岡谷駅前出張所、市役所1階情報公開コーナー
市役所7階議会事務局窓口にて公開
- 提出方法：公開場所の意見提出箱への投函、郵送、FAX、電子メール、持参
- 意見総数：2名 9件（内訳：議会事務局へ持参2名）
- 結果（別紙のとおり）

2 意見の概要と市議会の考え方

No.	意見の内容	議会の考え方
1	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 「責務を明らかにする」と記述されているにもかかわらず、第2章以下には、議会及び議員の活動原則のみが明らかになっているだけで、責務は明らかになっていないのではないかと感じます。</p> <p>骨格である責務を明らかにすることで、市民と議会議員が理解しつつ、適法に議会議員活動を推進することが可能となり、初めて第1章(目的)の達成に寄与できるものと思います。それを明らかにしなければ、目的達成への寄与は困難になるのではないのでしょうか。</p> <p>【提案】</p> <p>案1 第2条と第3条に、責務と活動原則に関する事項を、それぞれ条項で区分して明記する。</p> <p>案2 「第2章 議会及び議員の責務と活動原則」とし、第2条冒頭を(議会の責務と活動原則)、第3条冒頭を(議員の責務と活動原則)とする。ただし、第2条、第3条の各項の内容は変更しない。各冒頭に「責務」を入れることで第1章と第2章の一貫性の保持が図られると考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2章の表題等に「責務」の表記を加えます。</p> <p>第2章 議会及び議員の責務並びに活動原則 (議会の責務及び活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる責務及び原則に基づき活動しなければならない。 (以下略)</p> <p>(議員の責務及び活動原則)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる責務及び原則に基づき活動しなければならない。 (以下略)</p>

No.	意見の内容	議会の考え方
2	<p>第3章 市民と議会の関係 (市民参加及び市民との連携) 第7条</p> <p>公開は本会議に限定されています。本会議はシルキーチャンネルでも拝見しますが、細部にわたり審査する常任委員会は全くその内容が見えません。第7条第2項では傍聴に向けての努力規定が設けられます。地方自治法では議会が定めれば傍聴ができることを違法としていません。</p> <p>このことから、委員会の傍聴は現行の委員会条例に傍聴できる旨の条項を加えれば済む話です。</p> <p>この条例が向かうところの委員会公開は、早急に取り組むべきではないでしょうか。</p> <p>都合が悪い案件は秘密会でできるわけですから、可能な限り早期公開をすべきと思います。委員会の生々しいやり取りを見聞することは、市民の興味を呼ぶところですし、当局側も委員も、緊張感をもって対応することになり、双方ともに向上できるのではないのでしょうか。</p> <p>本会議は事前通告による質疑応答ですから、テレビ中継を見ても熱気を感じません。しかし、委員会は少人数であるがゆえに、身近な質疑応答があるはずで、それを見ることで議会に対する思いは大きく変わると思います。</p> <p>なお、全協は長の報告や内々の話などがあり、また議運も議会内部の案件が多いので、場合によっては非公開でも良いと思います。市民生活に直接関わる案件を扱う常任委員会及び特別委員会のみ傍聴を許可することでも良いと思います。</p>	<p>岡谷市議会の委員会については、委員会条例において委員長の許可により傍聴できる旨が規定されております。</p> <p>さらに、岡谷市議会の先例により、委員会については特別な理由がない限り公開していくとされており、委員会の公開については今後も継続していくという方向性を議会基本条例に示したものであります。</p>

No.	意見の内容	議会の考え方
3	<p>第3章 市民と議会の関係 (議案に対する表決結果の公表) 第9条 例外規定で人事案件は除外したらいかがですか。</p>	<p>議会の本会議は、地方自治法により原則公開することが規定されております。議案として提出される人事案件につきましても例外ではなく、本会議での議員の賛否の態度は公開されるものと考えております。</p> <p>なお、議長が必要と認めるとき、又は出席議員の5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとることとされており、無記名投票で表決がされた場合は議員の賛否の確認ができないため、表決結果を公表することはありません。</p>
4	<p>第4章 議会と市長等の関係 (市長等との関係) 第10条 第1項中「二元代表制のもと、市長等と相互の立場及び機能の違いを認識しながら」とありますが、元より市長と議会は立場が違うわけですから「明確にしながら」とできないでしょうか。</p>	<p>議会と市長等の立場の違いを常に明確にしていくことは重要ではありますが、議会はそのことをしっかりと認識して、緊張ある関係を保持していくことを規定しているものです。</p>
5	<p>第5章 議会の体制整備 (委員会) 第19条 第2項で資料等を公開するとしている。当然この資料は市側から提出されると思うが、いつ、どこで、どのように公開するか不明確です。あわせて努力義務なので、ほとんど現実には無理な規定ではないでしょうか。もう少し前向きな表現にできないでしょうか。</p>	<p>この条文は、委員会審査当日の傍聴者に対して資料等を公開することにより、より分かりやすい議論を行うよう努めることを規定しております。</p>

No.	意見の内容	議会の考え方
6	<p>第5章 議会の体制整備 (条例の検証) 第26条</p> <p>取り決めについて、時として検証することは必要であり、大切な事項だと思えます。</p> <p>そこで、議会改革検討委員会が行う検証結果を、内部に留めず、あらゆる媒体を通して公表することを明文化できないでしょうか。</p> <p>毎年のことですから、検討委員会は大変な労力が必要だろうと思えます。</p> <p>しかし、市民に胸をはって公表することができれば、それこそ議会改革の大きな一歩となり、自らの行動を市民に評価してもらう手法の一つにならないでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第26条第2項に検証結果を公表する旨を規定いたします。</p> <p>(目的達成状況の検証等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 前項の検証は、議会改革検討委員会において行い、<u>その検証の内容を公表するものとする。</u></p>
7	<p>(全体的なもの)</p> <p>字句について、議会議員のあるべき基本的に為すべき事項を定めるため、議員活動に縛りが生じるのはやむを得ないと思えます。</p> <p>「…しなければならない」とはいわば義務的規定ですから、正面からとれば議員の精神的負担の増ではないかと懸念されます。「…のように努める」は、あくまでも努力規定ですから、縛りは少ないと思えます。この表現の違いをどこかで明確にできないでしょうか。</p> <p>できれば強い意味で「…なければならない」規定での統一は無理でしょうか。</p>	<p>義務規定と努力規定の区別はご指摘のとおりではありますが、議会基本条例はそれら用語の区別を意識して策定したものであり、義務規定での統一は考えておりません。</p> <p>なお、努力規定の部分についても、議会基本条例策定の趣旨により、誠心誠意、取り組むことを想定しております。</p>

No.	意見の内容	議会の考え方
8	<p>(全体的なもの)</p> <p>別途定める規定について、「この条例の他、必要な事項は別に定める」あるいは「条例で定める」という条項がありますが、この別途が具体的事項を規定するだけに、併せて公開を願った。この条例の施行に必要な事項を定める施行規則や、別に定めるものがどのようなものか見当が付きません。地方自治法第96条に定めるもの以外の議決事項も。本条例とセットで公開すべきではなかったでしょうか。</p>	<p>住民の皆様に直接関わる規定（請願・陳情者からの意見陳述）については、議会基本条例の公布、施行にあわせ公開してまいります。</p> <p>なお、第13条（議会の議決事件）については、別に条例で定めるとしており、必要な都度、条例議案として議会に提出してまいります。</p>
9	<p>(その他)</p> <p>予算案審査のための特別委員会の設置を検討願います。</p> <p>「一般会計予算審査特別委員会」と「企業会計予算審査特別委員会」の2委員会を設置する。予算の一貫性からみて、この対応がベターではないでしょうか。現に決算審査は2特別委員会で審査しているわけですから、問題はないと考えます。</p>	<p>貴重なご提案をいただきありがとうございます。議会改革に向けて今後の検討課題とさせていただきます。</p>